

平成24年1月5日

保全管理人就任のご挨拶

大浦株式会社
株式会社大丸友の会
保全管理人 弁護士 谷口 悟

当職は、この度、大浦株式会社及び株式会社大丸友の会（以下、「都城大丸」といいます）の民事再生手続が廃止されたことに伴い、宮崎地方裁判所から発せられた保全管理命令により保全管理人に選任されました。

これまで、都城大丸は、スポンサーを選定しての清算型再生計画の立案を目指しておりましたが、再生計画の提出期限である平成23年12月31日までにスポンサーを最終決定し再生計画を提出する見込みがないため、平成23年12月28日に民事再生手続の廃止決定がなされたものです。

今後は、破産手続に入ることを前提に、財産の保全及び調査を行ってまいります。

保全管理命令は、都城大丸の破産手続の開始決定がなされるまでの間、その財産の保全を命じたものであり、債権者の皆様の権利義務には何の影響もありません。

また、現時点で、保全管理人に対して、債権者の皆様が新たな手続をとる必要もありません。

通常、破産手続開始決定までの期間は1ヶ月程度を要します。

破産手続開始決定がなされた際には、債権者の皆様には通知が郵送されます。

債権者及び関係者の皆様におかれましては、御理解を賜りますとともに、今後の手続に御協力を御願いたします。

今回の再生手続廃止決定は、現在、九州財務局及び九州経済産業局が行っている大浦株式会社発行の商品券、株式会社大丸友の会会員の債権（会費、お買い物券）に関する発行保証金の還付手続には、何ら影響を及ぼすものではなく、予定通り、両局において還付手続が進められます。

なお、今後、手続の進行に伴い、必要な情報については随時ホームページに公表いたしますので、そちらも御参照ください。

また、お問い合わせは、下記の専用ダイヤルに御願いたします。

<保全管理人事務所専用ダイヤル>

0986-21-1616

午前10時から午後4時まで

（土日祝日及び平日の午後0時から1時までの1時間を除く）